

生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付
償還免除の取扱いについて

今回の新型コロナウイルス特例貸付に関する償還（ご返済）については、厚生労働省のホームページなどでは「今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。」と記載されています。

これは、令和2年3月11日付の厚生労働省社会・援護局長通知に基づくものです。

この通知では、償還免除について次のように記載されています。

「(省略) 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする予定であるが、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する観点も含め検討し、所得の減少の程度や確認方法等について別途通知する予定である。」

免除についてできる予定としているものの、「別途通知する」とされている所得の減少の程度や確認方法等に関する通知は、令和2年5月18日時点において発出されていません。

このため、実際にはどのような世帯の方が償還免除となるのか、はっきりとしたことが申し上げにくい状況にあります。

免除に関する基準等が明確になり次第、当ホームページにおいてもご案内させていただきますが、改めて申し上げるまでもなく、生活福祉資金は貸付制度であり、償還（ご返済）が伴うものとなっております。

その点に十分にご留意くださいますようお願いいたします。